

平成 24 年 7 月 9 日

協会員・貸金業者 各位

日本貸金業協会  
コンプライアンス部  
Tel 03-5739-3014

### 貸金業法施行規則の一部改正について

本年 7 月 6 日公布の「住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」により、貸金業法施行規則の一部が改正されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1 施行日 本日（平成 24 年 7 月 9 日）

2 改正の趣旨

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」及び「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」の施行（平成 24 年 7 月 9 日）に伴い、これまでの外国人登録制度が廃止され、新たな在留管理制度が導入されること等による所要の改正。

3 改正の概要

- (1) 登録申請書の添付書類等における「外国人登録原票」に係る規定を削除（規則第 4 条第 3 項第 1 号、第 8 条第 2 号等）。
- (2) 登録申請書の添付書類等における「外国人登録証明書」に係る規定を「在留カード」及び「特別永住者証明書」に改正（施行規則第 4 条第 2 項及び第 30 条の 13 第 1 項第 7 号）。
- (3) 運転経歴証明書を登録申請の際に添付する本人確認に利用できる書類として明記（規則第 4 条第 2 項及び第 30 条の 13 第 1 項第 6 号）。「運転免許証」を「運転免許証等」に改正。

4 その他

詳細は、金融庁ホームページをご確認ください。

<http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120706-2.html>

以上